

議案第 6 6 号

交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 8 年 1 0 月 1 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例案

交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第
２４号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「又は」を「若しくは」に、「にあつては、満３歳に満たない者及び当
該満３歳以上の児童」を「又は同条第１０項第３号の規定に基づき保育を必要とする児童
であつて満３歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該満３歳以上の児童を
含む。以下同じ。」に改める。

第６条第１項中「次に掲げる事項」の次に「（法第６条の３第１０項第３号に掲げる事
業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上
限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第１号及び第２号に掲げる事項）」を加
え、同項第３号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を
除く。第６項及び第７項において同じ。）」を加え、同条第７項中「以上のものに限る。）」
の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う
施設又は事業所」に改める。

第１３条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条 家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条
の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育
等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第
６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）
を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、
児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性
及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確
認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じな
ければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第2項第3号中「法第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条中「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」」を削る。

第35条中「法第6条の3第10項」を「法第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「第48条において準用する第4号」を「第4号」に改め、「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次

号」」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第6条中「家庭的保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第9条中「（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第13条の改正規定は令和8年12月25日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。